

附属資料

第1次宮若市総合計画策定経緯



1. 宮若市総合計画審議会条例

平成18年6月30日 条例第173号

(設置)

第1条 宮若市総合計画を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、宮若市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、宮若市総合計画の策定に関する事項について必要な審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 各種団体の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されたものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務企画部企画財政課で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 宮若市総合計画審議会への諮問

18宮企第2106号

平成18年12月26日

宮若市総合計画審議会

会長 木村温人 殿

宮若市長 有吉哲信

宮若市総合計画について(諮問)

宮若市総合計画審議会条例第2条の規定により、下記事項について、諮問いたします。

記

1. 第1次宮若市総合計画(基本構想)案について

2. 第1次宮若市総合計画(基本計画)案について

3 . 宮若市総合計画審議会答申 (基本構想)

平成 19年 5月 25日

宮若市長 有 吉 哲 信 殿

宮若市総合計画審議会
会長 木 村 温 人

第 1 次宮若市総合計画 (基本構想) 案について (答申)

平成 18年 12月 26日付 18宮企第 2106号で諮問があった「第 1次宮若市総合計画 (基本構想) 案」について審議した結果、別紙の結論に達しましたので、宮若市総合計画審議会条例第 2条の規定に基づき答申いたします。

はじめに

地方自治法第 2 条第 4 項において「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」とされております。宮若市においては、合併前の平成 17年度に策定した「宮若市まちづくり計画 (新市建設計画)」を基本に、「第 1 次宮若市総合計画 (基本構想)」を策定することが必要となっております。

このような状況のなか、宮若市総合計画審議会では、第 1 次宮若市総合計画 (基本構想) 案について諮問を受けましたが、合併後、初めてとなる宮若市のまちづくりの基本的な方針を定めるものであり、このような時期に総合計画の策定に係わりを持つことは大変意義深いものです。

今日の宮若市を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行、地方分権の推進やそれに伴う行財政改革など、様々な分野においてかつてない大きな変革の時期に直面しており、将来を見通した新たな状況への的確かつ柔軟な対応が求められています。

本審議会では、このような背景と市民の視線を観点として、平成 18年 12月 26日に諮問された「第 1次宮若市総合計画 (基本構想) 案」について、市から提示された資料や説明等を基に、回にわたり慎重に審議を重ね、基本的な見解をまとめました。

本文

今回、諮問された「第 1 次宮若市総合計画 (基本構想) 案」は、大きな転換期を迎えている宮若市の現状や重点課題、新たな時代の流れなどを踏まえ、平成 20年度から平成 22年度までの今後 10年の計画期間で、宮若市が目指すまちづくりの目標や広範囲に及ぶ行政施策を集約した基本的な施策の方向などが示されており、総括的に妥当な内容であると認めます。

なお、本審議会では、基本構想案の審議を行う過程で、要望事項を別紙にまとめたので、基本構想及び基本計画の策定について十分に配慮されるよう申し添えます。

別紙

要 望 事 項

1 . まちづくりの目標について

- (1) 宮若市の将来像及び基本目標については、宮若市まちづくり計画 (新市建設計画) を踏襲しており妥当であるが、今後策定される基本計画においては、将来像の実現のために行う施策について明確にされたい。
- (2) 目標人口「 32,000人」については、積極的な数値目標として評価できるものであるが、少子高齢化による人口減少が進行する時代の流れの中で、宮若市の人口を増加させるためには、より積極的な定住促進施策が必要である。
このため、重点的に取り組むプロジェクトなどをとおして、企業誘致の促進や商工業と農業・観光などの地元産業の振興、下水道や上水道などの都市基盤の整備、安心して子育てができる子育て支援環境の創出と望ましい学校教育環境の整備、図書館などの生涯学習環境の整備など、総合的な取り組みによって積極的に定住環境の整備に取り組みたい。
- (3) 土地利用の方向については、5つのゾーンと 4つの拠点位置付けており、市民サービスの向上と定住人口の増加の観点から、中心拠点や地区拠点などの整備を推進されたい。
また、自然環境との共生と快適な住環境の推進を図るために都市計画の見直しを行うなど、自然と調和した秩序ある土地利用を推進されたい。

2 . 基本的施策の方向と施策の大綱について

- (1) 宮若市の将来像を実現するための 6つの基本的施策の方向
自然と共生したまちづくり
個性豊かな快適生活のまちづくり
活気にあふれる多様な産業と交流のまちづくり
健康でやすらぎのある福祉のまちづくり
豊かな心を育むまちづくり
地域が自立した協働のまちづくり
については、広範囲にわたる行政施策を包含しており妥当であるが、基本的施策の方向に基づく施策の大綱については、基本計画の中で具体的に方向性を示されたい。
- (2) 「計画の推進と実現のために」については、一層の行政サービスの向上を目指し、平成 18年度に策定した「宮若市行財政改革大綱」及び「宮若市行財政改革実施計画 (集中改革プラン)」に基づく行財政改革に積極的に取り組むとともに、本構想の実現に不可欠である健全な財政基盤の確立と計画的で効率的な行政運営に努められたい。

3 . 宮若市のまちづくりの推進にあたって

- (1) 宮若市のまちづくりを推進するためには、市の魅力ある資源を活用し、市の現状を的確に捉えた独自の取り組みを行うことが必要である。このため、自然環境や水、地理的条件など宮若市の特色を生かしたまちづくりを推進されたい。
- (2) 宮若市のまちづくりは、市民の参加を得て行うことが重要である。本計画について市民の理解と協力を得るため、概要版などを作成し配布を行うなど、広く市民への周知を図り、市民と行政の協働のまちづくりに努められたい。
- (3) 本計画の文章表現は、より平易簡潔で市民にわかりやすい表現・編集を心がけられたい。
- (4) 基本構想は、今後 10年間のまちづくりの方向性を総括的に示したものであり、この構想に基づく基本計画の策定にあたっては、上記をはじめ本審議会における審議内容に十分に留意されたい。

以上

4 . 宮若市総合計画審議会答申 (基本計画)

平成 20年 1月 30日

宮若市長 有 吉 哲 信 殿

宮若市総合計画審議会
会長 木 村 温 人

第 1 次宮若市総合計画 (基本計画) 案について (答申)

平成 18年 12月 26日付 18宮企第 2106号で諮問があった「第 1次宮若市総合計画 (基本計画) 案」について審議した結果、別紙の結論に達しましたので、宮若市総合計画審議会条例第 2条の規定に基づき答申いたします。

はじめに

「第 1次宮若市総合計画」については、その「基本構想案」に対し、平成 19年 5月 2日付けで既に本審議会より答申を行っており、今回答申を行う「基本計画案」では、基本構想に定めた宮若市の将来像「ひと・みどり・産業が輝く新たなふるさと」の実現に向けて、具体的な数値目標などを明確にしながら平成 20年度からの 5か年間の具体的な施策を定めることが必要です。

基本構想案に対する答申でも述べているとおり、少子高齢化の進行、地方分権の推進やそれに伴う行財政改革など、大きな変革の時期に直面しており、このような状況を十分に踏まえた施策の展開が求められます。

これらを前提に、平成 19年 7月から 10回にわたり審議を重ね、基本的な見解を本文以下に取りまとめましたので、これを答申として提出します。

本文

この「第 1次宮若市総合計画 (基本計画) 案」は、すでに決定された基本構想に即しており、特に「市民・企業・行政との協働でまちを創る」という方針が各施策に一貫し、また、計画として施策が具体的に示されており、総括的に妥当な内容であると認めます。

なお、本審議会では、基本計画案の審議を行う過程で、要望事項を別紙にまとめたので、計画を実行される上で十分に配慮されるよう申し添えます。

別 紙

要 望 事 項

- 1 . 「第 1 章 自然と共生したまちづくり」について
「第 3 節 水利用と上水道の整備」における、旧宮田町の上水道事業と旧若宮町の簡易水道事業の一元化については、安全・安心な水が低額で供給できるよう、料金設定等を十分に検討されたい。

- 2 . 「第 2 章 個性豊かな快適生活のまちづくり」について
「第 3 節 調和のとれた土地利用の促進」について、開発による都市化及びそれに伴う公共投資の抑制、中心市街地の活性化、農業の保全などを念頭に、都市計画等により既存宅地の有効利用を促進し、優良農地の保全を図られたい。

- 3 . 「第 3 章 活気にあふれる多様な産業と交流のまちづくり」について
「第 3 節 農林業の振興」について、地産地消を推進するとともに、特産品のブランド化を図り、特産品による他市町村との交流、宮若市のイメージアップが図れるよう工夫されたい。

- 4 . 「第 4 章 健康でやすらぎのある福祉のまちづくり」について
「若宮コミュニティセンター」については、親子で憩えるような空間を設けるなど市民の多様なニーズを反映させた施設とされたい。また、「認定こども園」の整備についても、保護者の意見を十分取り入れながら、整備を推進されたい。

- 5 . 「第 5 章 豊かな心を育むまちづくり」について
「第 2 節 学校教育の充実」における、学校の統廃合については、地域住民と意見交換を行い、十分理解を得た上で進められたい。また、児童生徒の基本的な生活習慣の欠如といった問題に対しては、親子で共通意識を持って解決が図られるよう取り組まれたい。
「第 3 節 文化財の保護・継承」について、文化財の保護・継承を基本としながら、市民の郷土への愛着を育むとともに、観光資源としても活用できるような展示等の工夫を図られたい。

- 6 . 「第 6 章 地域が自立した協働のまちづくり」について
「第 2 節 地域コミュニティの形成」について、自治会に加入しない世帯が増加し地域活動が停滞する要因となっていることに対して、自治会と協議を行いながら、より多くの市民が参加したくなるような地域活動のあり方について検討されたい。また、「職員の地域担当制の導入」などにより地域活動の活性化を図るとともに、市民と職員の相互理解を図られたい。

以上

5. 宮若市総合計画審議会委員名簿

	氏名(基本構想)	氏名(基本計画)	備考	種別
会長	木村 温人	木村 温人	北九州市立大学	5号委員
副会長	樋口 怜子	樋口 怜子	人権団体(人権擁護委員)	4号委員
委員	遠藤 嘉昭	遠藤 嘉昭	宮若市議会	1号委員
委員	塩川 恭子	塩川 恭子	宮若市議会	1号委員
委員	神谷 喜久雄	神谷 喜久雄	宮若市議会	1号委員
委員	篠原 茂	篠原 茂	宮若市議会	1号委員
委員	松尾 幸主	松尾 幸主	宮若市議会	1号委員
委員	齊藤 照男	齊藤 照男	宮若市教育委員会	2号委員
委員	丸山 明虎	能見 正夫	宮若市農業委員会	3号委員
委員	田代 英次	田代 英次	直鞍農業協同組合	4号委員
委員	尾藤 紀之	尾藤 紀之	商工団体(宮若商工会議所、若宮商工会)	4号委員
委員	原 正	古野 満男	宮若市社会福祉協議会	4号委員
委員	安永 孝義	安永 孝義	宮若市観光協会	4号委員
委員	中里 光彦	中里 光彦	宮若市自治会長会	4号委員
委員	北崎 忠行	北崎 忠行	宮若市老人クラブ連合会	4号委員
委員	熊谷 京子	熊谷 京子	宮若市婦人会	4号委員
委員	波止 万里子	波止 万里子	宮若市民生委員児童委員協議会	4号委員
委員	金川 ムツ子	金川 ムツ子	宮若市食生活改善推進会	4号委員
委員	松田 哲芳	毛利 伸二	宮若市PTA連合会	4号委員
委員	馬場 貞仁	馬場 貞仁	トヨタ自動車九州㈱	5号委員

6. 宮若市総合計画策定市民ボランティア会議委員名簿

氏名	氏名	氏名	氏名
有吉 エマ子	入来田 将志	小方 良臣	小河内 一広
柿原 清文	加留部 正将	後藤 喜美子	齊藤 迪夫
塩川 晋司	関岡 雄二	田原 淳一郎	野見山 徹
花田 浩幸	林 隆男	早田 麻里子	原田 紀子
春田 正利	福原 千津	本田 清子	本多 寛尚
松浦 良人	和田 伸治		

7. 宮若市総合計画策定の経過

総合計画策定審議会

平成18年 11月 28日	第1回・委嘱状の交付、会長及び副会長の選出、総合計画について
12月 26日	第2回・総合計画に関する諮問書の交付、宮若市まちづくり計画と市長ローカルマニフェストの概要について
平成19年 1月 23日	第3回・総合計画(基本構想)の内容と審議項目、宮若市まちづくり計画と総合計画における将来像の整合性、総合計画策定に関する職員意識調査について
2月 27日	第4回・行財政改革の取り組みについての概要説明、基本構想の目次構成、基本構想案 第1章から第3章、総合計画策定に関する市民意識調査について
3月 27日	第5回・基本構想案 第4章から第5章、総合計画策定に関する市民意識調査について
4月 24日	第6回・基本構想案 第6章について
5月 22日	第7回・基本構想案全体、基本構想に対する答申案について
5月 25日	総合計画審議会から答申
7月 24日	第8回・基本構想議会議決の報告、第1次宮若市総合計画(前期基本計画)の構成および基本的な方針について
8月 28日	第9回・前期基本計画案 第1章から第2章について
9月 25日	第10回・前期基本計画案 第3章から第4章について
10月 23日	第11回・前期基本計画案 第5章について
11月 27日	第12回・前期基本計画案 第1章から第4章、第6章について
12月 18日	第13回・前期基本計画案 第5章、第7章について
平成20年 1月 30日	第14回・前期基本計画案全体、前期基本計画案に対する答申案について
1月 30日	総合計画審議会から答申

総合計画策定市民ボランティア会議

平成18年 8月	市民ボランティア公募
10月 3日	第1回・委嘱状の交付、総合計画の概要説明、今後の取り組みについて
10月 11日	第2回・全体スケジュールの確認、タウンウォッチングについて
10月 28日	タウンウォッチング
10月 29日	タウンウォッチング
11月 8日	第3回・宮若市の概況の説明、宮若市の魅力と問題点の検討
12月 13日	第4回・宮若市の将来人口の検討、宮若市の魅力と問題点の検討
平成19年 1月 10日	第5回・10年間で重点的に取り組むプロジェクトの検討
2月 14日	第6回・基本構想素案 第1章から第3章の検討
3月 14日	第7回・基本構想素案 第4章から第5章の検討
4月 11日	第8回・基本構想素案 第6章の検討
5月 9日	第9回・基本構想素案の確認
6月 13日	第10回・前期基本計画案第1章から第2章について、現状や課題、具体的な事業について意見交換
7月 11日	第11回・前期基本計画案第3章から第4章について意見交換
8月 1日	第12回・前期基本計画案第5章から第6章について意見交換
9月 12日	第13回・総合計画概要版について
10月 10日	第14回・総合計画概要版について

総合計画策定委員会（庁内組織・市幹部級）

- 平成 18年 1月 14日 第 1回・総合計画策定の体制、総合計画審議会の報告・庁内組織、総合計画策定の行程計画・総合計画市民ボランティア会議、平成 18年度内における取組みについて
- 平成 19年 1月 15日 第 2回・基本構想の骨格と検討日程、「将来像」及び「基本方針」、基本構想案 総説と第 1章の素案、職員意識調査の集計結果について
- 2月 19日 第 3回・基本構想の骨格、基本構想案 第 1章から第 3章について
- 4月 23日 第 4回・基本構想案 第 4章について
- 5月 7日 第 5回・基本構想案 第 5章から第 6章について
- 5月 21日 第 6回・基本構想案全体、若宮コミュニティセンター基本構想について
- 7月 17日 第 7回・基本構想議会議決の報告、前期基本計画の基本的な方針、前期基本計画案 第 1章から第 2章について
- 8月 20日 第 8回・これまでの計画策定経過、前期基本計画案 第 3章から第 4章について
- 9月 10日 第 9回・前期基本計画案 第 5章から第 6章について
- 10月 9日 第 10回・前期基本計画案 第 7章について
- 11月 14日 第 11回・前期基本計画案 第 8章から第 9章、第 10章について
- 12月 7日 第 12回・前期基本計画案 第 11章、第 12章について
- 平成 20年 1月 2日 第 13回・前期基本計画案 全体について

総合計画策定専門部会（庁内組織・課長・課長補佐級）

- 平成 19年 2月 14日 第 1回・基本構想案について
- 7月 10日 第 2回・前期基本計画案 第 1章・第 2章について【市民生活協働部会】
- 7月 12日 第 3回・前期基本計画案 第 3章・第 4章について【都市産業振興部会】
- 7月 26日 第 4回・前期基本計画案 第 5章について【都市産業振興部会】
- 7月 30日 第 5回・前期基本計画案 第 6章について【教育福祉環境部会】
- 9月 4日 第 6回・前期基本計画案 第 7章・第 8章について【教育福祉環境部会】
- 9月 5日 第 7回・前期基本計画案 第 9章について【市民生活協働部会】

総合計画策定ワーキング会議（庁内組織・課長補佐・係長級）

- 平成 19年 1月 12日 第 1回・宮若市の概況の説明、宮若市の魅力と問題点の検討、宮若市の課題の検討
- 1月 24日 第 2回・宮若市の将来人口の検討、10年間で重点的に取り組むプロジェクトの検討
- 2月 7日 第 3回・基本構想案の検討、施策課題（施策の大綱）の検討
- 2月 28日 第 4回・施策の大綱の検討
- 3月 7日 第 5回・基本構想案の検討、施策課題（施策の大綱）の検討
- 3月 28日 第 6回・部会毎のテーマに沿った現状課題の把握
- 6月 20日 第 7回・前期基本計画案 第 1章の検討（主要指標や具体的な事業について意見交換）【市民生活協働部会】
- 6月 28日 第 8回・前期基本計画案 第 2章の検討【都市産業振興部会】
- 7月 3日 第 9回・前期基本計画案 第 3章の検討【都市産業振興部会】
- 7月 20日 第 10回・前期基本計画案 第 4章の検討【都市産業振興部会】
- 7月 23日 第 11回・前期基本計画案 第 5章の検討【教育福祉環境部会】
- 7月 25日 第 12回・前期基本計画案 第 6章の検討【都市産業振興部会】
- 7月 30日 第 13回・前期基本計画案 第 7章の検討【教育福祉環境部会】
- 8月 28日 第 14回・前期基本計画案 第 8章の検討【教育福祉環境部会】
- 8月 29日 第 15回・前期基本計画案 第 9章の検討【市民生活協働部会】
- 9月 4日 第 16回・前期基本計画案 第 10章の検討【教育福祉環境部会】

8．宮若市市民意識調査の概要

実施時期：平成 19年 1月

対象地域：宮若市全域

対象者：宮若市に居住する年齢 16歳以上の男女

抽出方法：宮若市の住民基本台帳より無作為抽出

配布・回収方法：郵送回収法

調査機関：宮若市 企画財政課

作業機関：(株)地域総合プランニング研究所

市町村名	全体	若者	成人用
配布数	3,004通	181通	2,823通
回収数	1,300通	88通	1,212通
回収率	43.3%	48.6%	42.9%

若者は 16歳～20歳未満、成人は 20歳以上